

「研究活動面における社会との連携及び協力」評価報告書

(平成13年度着手 全学テーマ別評価)

滋 賀 医 科 大 学

平成15年3月
大学評価・学位授与機構

◇ 大学評価・学位授与機構が行う大学評価

○大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、①その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、②評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成 14 年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成 13 年度着手分については、以下の 3 区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

- ①全学テーマ別評価（教養教育（平成 12 年度着手継続分）、研究活動面における社会との連携及び協力）
- ②分野別教育評価（法学系、教育学系、工学系）
- ③分野別研究評価（法学系、教育学系、工学系）

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

○全学テーマ別評価「研究活動面における社会との連携及び協力」について

1 評価の対象

本テーマでは、大学等が行っている社会貢献活動のうち、社会一般を対象として連携及び協力を意図して行われている研究活動面での社会貢献について、全学的（全機関的）組織で行われている活動及び全学的（全機関的）な方針の下に部局等において行われている活動を対象とした。

対象機関は、設置者（文部科学省）から要請のあった、国立大学（短期大学を除く 99 大学）及び大学共同利用機関（総合地球環境学研究所を除く 14 機関）とした。

2 評価の内容・方法

評価は、大学等の現在の活動状況について、過去 5 年間の状況の分析を通じて、次の 3 つの評価項目により実施した。

- ① 研究活動面における社会との連携及び協力の取組
- ② 取組の実績と効果
- ③ 改善のための取組

3 評価のプロセス

- (1) 大学等においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）を平成 14 年 7 月末に機構に提出した。
- (2) 機構においては、専門委員会の下に、専門委員会委員及び評価員による評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会に取りまとめ、大学評価委員会で平成 15 年 1 月末に評価結果を決定した。
- (3) 機構は、評価結果に対する対象大学等の意見の申立ての手続きを行った後、最終的に大学評価委員会において平成 15 年 3 月末に評価結果を確定した。

4 本報告書の内容

「Ⅰ 対象機関の概要」、「Ⅱ 研究活動面における社会との連携及び協力に関する考え方」及び「Ⅲ 研究活動面における社会との連携及び協力に関する目的及び目標」は、当該大学等から提出された自己評価書から転載している。

「Ⅳ 評価項目ごとの評価結果」は、評価項目ごとに、「目的及び目標の達成への貢献の状況」（「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」として、活動等の状況と判断根拠・理由等を記述し、当該評価項目全体の水準を以下の 5 種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・十分に貢献している。
- ・おおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・かなり貢献しているが、改善の必要がある。
- ・ある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。
- ・貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

（「取組の実績と効果」の評価項目では、「貢献して」を「挙がって」と、「余地もある」を「余地がある」と記述している。）

なお、これらの水準は、当該大学等の設定した目的及び目標に対するものであり、大学等間で相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目全体から見て特に重要な点を、「特に優れた点及び改善を要する点等」として記述している。

「Ⅴ 評価結果の概要」は、評価の対象とした取組や活動、評価に用いた観点、評価の内容及び当該評価項目全体の水準等を示している。

「Ⅵ 意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった大学等について、その内容とそれへの対応を併せて示している。

「特記事項」は、各大学等において、自己評価を実施した結果を踏まえて特記する事項がある場合に任意記述を求めたものであり、当該大学等から提出された自己評価書から転載している。

5 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

I 対象機関の概要

※ 大学等から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名：滋賀医科大学
- 2 所在地：滋賀県大津市
- 3 学部・研究科・附置研究所等の構成
(学部) 医学部 (学科) 医学科・看護学科
(研究科) 大学院医学系研究科
- 4 学生総数及び教員総数
①学生総数 1,053 名 (うち学部学生数 877 名)
②教員総数 279 名

5 特徴

大学の概要

- ・昭和 49 年 滋賀医科大学 (医学部医学科) 設立
- ・昭和 56 年 大学院医学研究科設置 (博士)
- ・平成 元 年 分子神経生物学研究センター (学共) 設置
- ・平成 6 年 医学部看護学科設置
- ・平成 10 年 大学院医学系研究科設置 (修士)
- ・平成 11 年 分子神経科学研究センター (学共) 設置
- ・平成 14 年 動物生命科学研究センター (学共) 設置

医療部門

- ・昭和 53 年 医学部附属病院開院 (現在 608 病床)
- ・平成 11 年 術中MR装置 (本邦初) 設置

卒業生 ・医学科… 2,113 名 ・看護学科… 335 名

研究活動面

- ・健康栄養公開講座等を定期開催
- ・平成 13 年 産学連携推進委員会を設置
- ・上記委員会を中心に産業界に対し本学シーズ発信

まとめ

【研究活動面における社会との連携及び協力に関して】

- ・本学は国の一県一医科大学構想のもと設立。
- ・理念の一つ「研究心に富んだ人材の育成」を目標とし、その成果は基礎研究・臨床医学研究・医療面で結実。とくに医療では高度先進医療等を推進。
- ・卒業生は、すでに本学の教授、助教授等に就任、また全国各地で他大学の教授や地域病院等の主要ポストにも数多く就任。
- ・看護学科の卒業生も保健師・看護師等として医療・保健・福祉の領域で活躍。
- ・これまで本学の知的資源を医学・薬学界に向けて情報発信。さらに最近、国立の医学部単科大学としての特性を積極的に産業界に PR。また、産業界のニーズを本学教官・研究者が把握し、地域振興に貢献。

II 研究活動面における社会との連携及び協力に関する考え方

※ 大学等から提出された自己評価書から転載

1 「研究連携」に関する考え方

- 1) 大学が行う社会連携活動全体の位置づけ
1. 大学から社会への連携活動の展開は国立大学の責務。
2. 大学の社会連携活動を発信し説明責任を遂行。
3. 大学と社会をともに活性化する有効な手段。
4. 医科単科大学の人的・知的財産を活用し社会と連携。
5. 医師・看護師・保健師等を育成し医療基盤を整備。
6. 附属病院・地域医療機関で先端医療を通じ社会貢献。
7. 地域住民へ健康・栄養・疾病など医学的な啓蒙活動。
8. 国や地方自治体の福祉保健行政に対し学術支援。
9. 研究・医療・福祉分野で産学連携を推進し、研究と医療技術の高度化促進。

2 「研究連携」の位置づけ

1. 社会への研究成果の還元と貢献は国立大学の責務。
2. 大学の研究活動・成果を情報発信し説明責任を遂行。
3. 大学と社会の創造的な研究活力をともに刺激し、文化学術立国への重要な原動力。
4. 大学と民間企業等との連携による新しい産業の創出。

2 取組や活動の現状

「社会と連携及び協力するための取組」

1. 民間企業等との共同研究
全学的に取組むため「民間等共同研究取扱規程」を制定し実施。年間数件の実績。
2. 受託研究
省庁や地方自治体、国立機関のほか、財団法人や多くの民間企業から、年間約 20 件の実績。
3. 治験研究
治験研究及び市販後調査研究は、治験審査委員会の審査をへて、年間約 100 件の実績。
4. 奨学寄付金の受入
各種企業から多くの講座等が受入、過去 5 年間で、年平均 470 件、2 億 9,000 万円の実績。
5. 高度先進医療
新しい診断・治療法の開発を、倫理委員会等の審査をへて、民間企業等と共同で実施。
6. 産学連携推進
平成 13 年度、「産学連携推進委員会」を設置。体制整備や広報活動を実施。学内の知的財産を発信し、円

滑な相互情報交換システムを構築。

7. 研究情報の公開

平成 11 年, 研究者総覧の刊行と大学 HP 記載。同年, 研究業績データベースを HP 記載。平成 14 年, 産学連携 HP 開設し, 研究技術データベース及び検索エンジンを記載。

8. 海外との研究交流

米国・カナダ・仏・伊及び中国の大学(医学系)と大学間協定を締結し(計 9 大学), 客員教授の招聘及び研究者の交流を促進。

9. 知的所有権等の学内啓蒙・教育

産学連携推進室が中心となって発明・特許関連の新しい情報を収集し, 学内 LAN あるいは講習会を通じて学内研究者に情報を提供。また, 産学連携推進委員会が中心となって, TLO 活動など啓蒙・教育。

な医療の指導と実践。

9. 公開講座の実施

大学における研究成果の社会への普及のため, 学内外で公開講座を実施。

10. 情報冊子の刊行

大学の研究成果をわかりやすく社会に伝えるため, 種々の情報冊子を刊行。

11. 国際共同研究の成果を論文発表

研究成果を国際学術誌に論文発表するとともに, 一般社会に対して分かりやすく広報。

「研究成果の活用に関する取組」

1. 特許申請

学内の研究成果である新技術・治療法を, 発明委員会の審査をへて, 特許申請。過去 5 年間で数件の特許申請。最近では TLO を通じた特許申請の実績。

2. 審議会, 委員会における活動

国や地方自治体の医療行政を支援。各種の審議会・委員会に本学教官が専門委員として参加・提言。また, 種々の財団法人の評議員として本学教官が専門知識を提供。

3. 企業による研究会への講師派遣

企業主催または共催の研究会に, 多数の本学教官が講師として参加し, 研究成果を教授。

4. 企業からの受託研究員や研究生を受入

種々の企業等から多数の派遣者を全学的に受入れ, 学内の施設・設備・研究技術・研究成果を活用。

5. HP から情報提供

産学連携 HP に, 本学の知的財産・研究成果を情報発信。学外からの研究技術相談に対応。

6. 企業フォーラムへの参加

企業が開催するフォーラムへ本学教官が参加・発表・提言。

7. 地域の医療機関への臨床指導の実施

地域医療機関において, 多くの本学教官が臨床指導を実施。

8. 地域医療機関からの研究生の受け入れ

多くの地域研究機関から研究生を受入れ, 研究や高度

III 研究活動面における社会との連携及び協力に関する目的及び目標

※ 大学等から提出された自己評価書から転載

1 目的

1. 本学のニーズと民間企業等のニーズをマッチさせ、産学連携による研究を推進。
2. 医科単科大学がもつ基礎学・基礎医学・臨床医学・看護学の人材を活用、研究成果を社会還元。
3. 本学の知的財産を発信し、学外からの要望を全学的に把握できる情報システムの構築。
4. 地域の医療従事者や企業研究者を対象とした高度先端研究にもとづく医学・医療教育を実施。
5. 国や地方自治体の医療・保健・福祉行政等の活動を学術的に支援。
6. 海外との研究交流を推進し、国際社会における先端研究を主導

- 6.2 研究者の相互派遣による国際交流を推進。
- 6.3 国際共同論文の質的及び量的な充実。
- 6.4 国際医学研究シンポジウムの主催。
- 6.5 海外の研究者による本学の研究面に対する外部評価委員会の開催。

2 目標

- 1.1 民間企業や非営利機関との共同研究を積極推進。
- 1.2 民間企業や財団法人からの受託研究を積極受入。
- 1.3 新医療技術や研究分野の開拓を産学連携で挑戦。
- 1.4 種々の治験研究を積極的に推進。
- 1.5 奨学寄付金を活用した研究の推進。
- 2.1 学内研究成果の特許申請等と実用化の達成。
- 2.2 学内外で公開講座を実施し、研究成果をわかりやすく社会へ提供。
- 2.3 種々の産学連携フォーラムに参加。
- 3.1 本学の知的財産を HP から情報発信。
- 3.2 研究成果をわかりやすく提供するシステムを確立。
- 3.3 企業からの技術相談を受託。
- 4.1 企業主催、共催の研究会に講師を派遣。
- 4.2 企業からの受託研究員や研究生を受入。
- 4.3 地域医療機関の臨床指導を実施。
- 4.4 地域医療機関から研究生を受入。
- 4.5 企業の相談医、医学専門家として専門知識を提供。
- 5.1 国や地方自治体の審議会や委員会に参加。
- 5.2 国や地方自治体の受託研究を実施。
- 6.1 海外の大学と研究面での大学間交流協定を締結。

IV 評価項目ごとの評価結果

1. 研究活動面における社会との連携及び協力の取組

◇目的及び目標の達成への貢献の状況

取組や活動を運営・実施する体制として、技術に関する研究成果の民間事業者への移転を促進させ、学術研究の進展、新産業の創出及び地域振興への貢献を図るため、産学連携推進委員会を設置している。また、産学連携推進委員会を支援する産学連携推進室および研究協力係を設置し、迅速なサポート対応を構築している。さらに、産学連携推進室の役目として、産学連携に係わる情報を収集および提供すると共に、企業・自治体・研究者間のコーディネートを行っていることは、優れている。

生活習慣病の予防をめざし、研究部門、診療部門及び栄養管理部門が共同研究等を行う体制として生活習慣病予防センターを設置し、高度先進医療の実用化に促進していることは、相応である。

取組や活動の実施方法として、教官の発明について、発明規程により設置されている発明委員会の審議を経て、国又は教官個人のいずれに権利が帰属するかを決定している。権利の帰属が決定した発明については、産学連携推進室が国に帰属するものは科学技術振興事業団へ出願依頼を行い、教官個人に帰属するものは技術移転機関（TLO）を紹介し、共同研究している企業の協力のもとに出願していることは、相応である。

国際交流委員会において、国際共同研究の立案や実施を行い、海外との研究交流を行っている。また、外国人客員研究員及び外国人研究者の受入れを行い、海外への学会出席や発表も多いことは、相応である。

高度先進医療について、未だ保険診療として認可されていない新しい医療技術を目指しており、新しい医用材料や技術を開発応用することが必要となっており、それを実現するために民間企業との共同開発を行っていることは、相応である。

兼業許可申請に基づくものと教官の自主参加によるものから審議会・委員会への協力、企業による研究会への講師派遣、企業フォーラムへの参加を行っていることは、相応である。

研究成果の活用として、企業からの受託研究員、地域医療機関への臨床指導、地域医療機関及び企業研究生の受入れを行っていることは、相応である。

研究者情報等の広報の体制、範囲・方法として、大学HP及び産学連携のHP「滋賀医大ビジネス・メドネット」上での研究者総覧、研究業績データベース及び研究技術データベースを一般に公開していることは、優れている。

公開講座において、大学の特色を発揮できるテーマを選定して実施している。これらの取組について実施する組織体制や制度が十分に整備されていなかったが、平成14年10月に広報委員会が設置され、社会との連携を促進していることは、相応である。

医学・医療関連の情報冊子等の刊行は、医学部附属病院広報委員会において掲載内容等を審議し、「病院だより」、「附属病院 TOPICS」等を発行し附属病院の玄関、受付など8カ所、学内4カ所に配置していることは、相応である。

Ⅱ 貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、取組は目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

◇特に優れた点及び改善を要する点等

研究者情報等の広報の体制、範囲・方法として、大学HP及び産学連携のHP「滋賀医大ビジネス・メドネット」上での研究者総覧、研究業績データベース及び研究技術データベースを一般に公開していることは、特色ある取組である。

2. 取組の実績と効果

◇目的及び目標で意図した実績や効果の状況

民間等との共同研究について、平成 10 年度（1 件）から 14 年度（4 件：6 月末現在）まで増加傾向であり、活動の実績として相応である。

受託研究の受入れについて、平成 9 年度（25 件）から 13 年度（25 件）まで一定であり、病理組織検査については、平成 9 年度（43,380 件）から 13 年度（39,798 件）まで減少傾向である。これらの活動の実績は相応である。

治験研究の受入れについて、平成 9 年度（132 件）をピークに 10 年度（107 件）から 13 年度（101 件）まで件数はほぼ一定であり、活動の実績として相応である。

奨学寄附金の受入れについて、各種企業から多くの講座等が受入れ、過去 5 年間で年平均 470 件、2 億 9 千万円の実績を挙げており、相応である。

高度先進医療における新しい診断・治療法の開発を民間企業等と共同で実施し、平成 11 年 7 月に 2 件承認され、13 年 7 月には 1 件承認された。なお、13 年 7 月に承認された 1 件については、14 年 4 月に保険適用となっており、活動の実績として相応である。

外国人客員研究員の受入れは、平成 9 年度（11 人）をピークに 10 年度（8 人）から 13 年度（8 人）まで件数はほぼ一定であり、活動の実績として相応である。

国際共同研究の実績について、平成 9 年度（33 件）から 13 年度（52 件）までに増加傾向であり、13 年度連携先は、米国 22 件（42%）、欧州 16 件（31%）、中国 5 件（10%）、その他 9 件（17%）であり、活動の実績として相応である。

発明委員会を通じての医療技術に関する特許申請、および TLO を通じた特許申請について、平成 9 年度（0 件）から 13 年度（3 件）までに増加傾向であるが、9 年度から 13 年度における活用実績は 0 件であり、活動の実績として相応である。

企業からの受託研究員や研究生の受入れについて、受託研究員の受入れは、平成 9 年度（0 人）から 13 年度（1 人）までほぼ一定であり、研究生の受入れは、平成 10 年度（122 人）から 13 年度（99 人）まで減少傾向である。これらの活動の実績は相応である。

地域医療機関への臨床指導の実施は、9 年度（347 人）から 13 年度（382 人）までに増加傾向であり、活動の実績として相応である。

地域医療機関からの研究生の受入れについて、平成 10 年度（70 人）から 13 年度（58 人）までに減少傾向であり、活動の実績として相応である。

審議会・委員会における教官の参加は、それぞれの分野に参加した実績を総合して、平成 9 年度（103 件）から 13 年度（119 件）までに増加傾向であり、活動の実績として相応である。

企業による研究会への講師派遣は、平成 9 年度（314 件）から 13 年度（673 件）までに倍増しており、活動の実績として優れている。

公開講座の参加者について、平成 9 年度（165 名）から平成 13 年度（182 名）まで増加傾向であり、活動の実績として相応である。

大学の研究成果をわかりやすく社会に伝えるため、「病院だより」を年間 6 回（2,000 部発行）、「附属病院 TOPICS」を年間 6 回（3,000 部発行）、「滋賀医大」を年間 2 回（15,000 部発行）発行し、情報冊子の刊行を行っている。配布先については、県内の各大学、地方自治体、保健所、医療機関等に配布しており、活動の実績として相応である。

■実績や効果の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果がおおむね挙がっているが、改善の余地がある。

◇特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、前述の評価結果から特に重要な点を、特に優れた点、改善を要する点、問題点として記述することとしていたが、該当するものがなかった。

3. 改善のための取組

◇目的及び目標の達成への貢献の状況

取組状況や問題点を把握する体制や取組として、教授会において、社会と連携及び協力するための取組（民間企業等との共同研究、受託研究、産学連携推進活動等）における取組状況や問題点を大学全体として把握する体制をとっている。また、問題点が生じた場合には、産学連携推進委員会で改善策を検討している。これらの問題点を把握する体制は相応である。

附属病院内に設置された治験委員会において、治験中の副作用等の問題点を含め治験に関するすべての問題点を検討し、病院運営委員会、教授会に報告する体制を整備していることは、相応である。

高度先進医療の提案について、附属病院に設置された病院長、診療科長、業務部長で構成された高度先進医療審査委員会で審査されるので、病院全体が取組状況や問題点を把握する体制をとっている。医学的内容については小委員会が検討し、事務手続きは業務部医事課が迅速に対応していることは、相応である。

教授会において、研究成果の活用に関する取組（特許申請、審議会等への参加等）における取組状況や問題点を大学全体として把握する体制を整備していることは、相応である。

学外者の意見等を把握する体制や取組として、教授会において、公開講座の内容等に関しては以前の参加者からの意識調査等から決定し、教授会の承認を得ることから、取組状況や問題点を大学全体として把握している。また、公開講座実施後に参加者からアンケート調査を行い、改善を図る体制を整備していることは、優れている。

広報委員会において、病院日より、附属病院 TOPICS 等の広報紙で実施している読者アンケート結果を分析し、改善に向けた取組を行う体制を整備していることは、相応である。

地域医療機関への臨床指導等について、学外からの意見は定期的に開催される滋賀医科大学関連病院長会議で把握する体制を整備していることは、相応である。

企業からの講演依頼及び受託研究員や研究生の受入れ等について、学外からの意見は産学連携 HP 及び事務局を通じて、産学連携推進委員会に伝えられ、問題点を把握する体制を整備している。また、企業からの講演依頼については、企業の要望に応えるため産学連携推進委員

会が講師紹介を行い、産学連携 HP に講師派遣申し込み項目を追加する等の改善を図っていることは、優れている。

Ⅱ 貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、改善のための取組が目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

◇特に優れた点及び改善を要する点等

企業からの講演依頼及び受託研究員や研究生の受入れ等について、学外からの意見は産学連携 HP 及び事務局を通じて、産学連携推進委員会に伝えられ、問題点を把握する体制を整備している。また、企業からの講演依頼については、企業の要望に応えるため産学連携推進委員会が講師紹介を行い、産学連携 HP に講師派遣申し込み項目を追加する等の改善を図っている。これらの問題点を把握する体制及び改善状況は、特に優れている。

V 評価結果の概要

1. 研究活動面における社会との連携及び協力の取組

滋賀医科大学においては、「研究活動面における社会との連携及び協力」に関する取組や活動として、民間企業等との共同研究、受託研究、治験研究、奨学寄附金の受入れ、研究成果の技術移転、地域医療機関への臨床指導、研究者総覧など研究情報の公開、各種審議会・委員会への参加などが行われている。

評価は、取組や活動を運営・実施する体制、取組や活動の実施方法、研究者情報等の広報の体制、範囲・方法の各観点に基づいて、取組や活動及びそれを実施するための体制が、目的及び目標の達成に貢献するものとなっているかについて行った。

これらの評価結果を総合的に判断すると、取組は目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、研究者情報等の広報の体制、範囲・方法として、大学 HP 及び産学連携の HP「滋賀医大ビジネス・メドネット」上での研究者総覧等を一般に公開していることは、特色ある取組として取り上げている。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、企業からの講演依頼及び受託研究員や研究生の受入れ等について、学外からの意見は産学連携 HP 及び事務局を通じて、産学連携推進委員会に伝えられ、問題点を把握する体制を整備している。また、企業からの講演依頼については、産学連携 HP に講師派遣申し込み項目を追加する等の改善を図っている。これらの問題点を把握する体制及び改善状況は、特に優れている点として取り上げている。

2. 取組の実績と効果

評価は、連携（協力）活動の実績の各観点に基づいて、当該大学での取組や活動の成果から判断して、目的及び目標において意図する実績や効果がどの程度挙げられたかについて行った。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果がおおむね挙げられているが、改善の余地がある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、該当するものがなかった。

3. 改善のための取組

評価は、取組状況や問題点を把握する体制や取組、学外者の意見等を把握する体制や取組の各観点に基づいて、「研究活動面における社会との連携及び協力」に関する改善のための取組が適切に実施され、有効に改善に結びついているかについて行った。

これらの評価結果を総合的に判断すると、改善のための取組が目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

◇ 特記事項

※ 大学等から提出された自己評価書から転載

滋賀県は大阪・神戸・京都など大都市圏のベッドタウンとして人口が急増中で、日本一の若年化社会が形成されつつある。本学はこのような地域性を備えた滋賀県で唯一の医学部・医科大学として、医療貢献や医療従事者の育成ばかりでなく、社会から多種多彩な要請を受けている。

このような社会責任を果たすべく、本学では学長主導型で「研究の社会連携」を含めた大学運営の改善を目指している。すなわち、制度や組織の整備ならびに改善のための取組体制が進められ、事務局に産学連携推進室・研究協力係・大学改革推進係など改革の実施体制を整備し、実効があがりつつある。

「研究の社会連携」に関しては、産学連携推進委員会を立ち上げ、産学連携 HP「滋賀医大ビジネス・メドネット」を開設、大学と産業界の新しい姿の交流を狙っている。従来から、本学の受託研究・治験研究・奨学寄附金などの受入は相当の規模があり、大学運営に貢献してきたといえるが、産学連携の推進によりさらなる規模拡大を目指している。また IT 時代の利点を活用して、大学 HP・産学連携 HP のデータ更新を恒常的に行う体制は、大学運営の改善と大学活性化にきわめて有効である。

一方、医療面では特定機能病院の指定を受け、高度先進医療に対しても臨床系教官の積極的な取組が結実しつつある。いわゆる「新設医大」と呼ばれる本学も創立から 27 年、次世代教官の旺盛な改革意欲が学長リーダーシップの下支えとなり、また全学教職員の参加による「滋賀医大フォーラム」が構成員の意識改革に役立っていることも見逃せない。